

第4章 本計画の基本的事項

1 計画の目標（2050年ビジョン）

「自然のめぐみを活かし、未来へつなごう
～ 生物多様性ゆたかなふくしま ～」

生物多様性の豊かな恵みを最大限活かし、未来に繋げるため、あらゆる立場の人々が連携して生物多様性の保全に向けて行動することを目指します。

2 計画期間と対象地域

目標年度	対象地域
令和12年度（2030年度）	福島県全域

計画期間は令和5年度（2023年度）から令和12年度（2030年度）までの8年間とします。なお、自然を相手とする取組は、その成果がみえるまで時間がかかり、長期的なものとなるため、中長期的な目標として、2050年を見据えた将来像を設定します。

対象地域については福島県全域とします。ただし、生物多様性のつながりは県境にとられないことから、必要に応じて福島県に隣接する県との連携を図ります。

3 本計画の目的

生物多様性の保全と活用を継続的に実施するため、生物多様性に関わる主体が共有できる「ふくしまの将来像」を定めるとともに、施策の基本方針や取組の位置づけを明示し、県民や事業者等と連携した施策を進めていく仕組みを構築するため、本計画を策定します。

4 計画の位置づけ

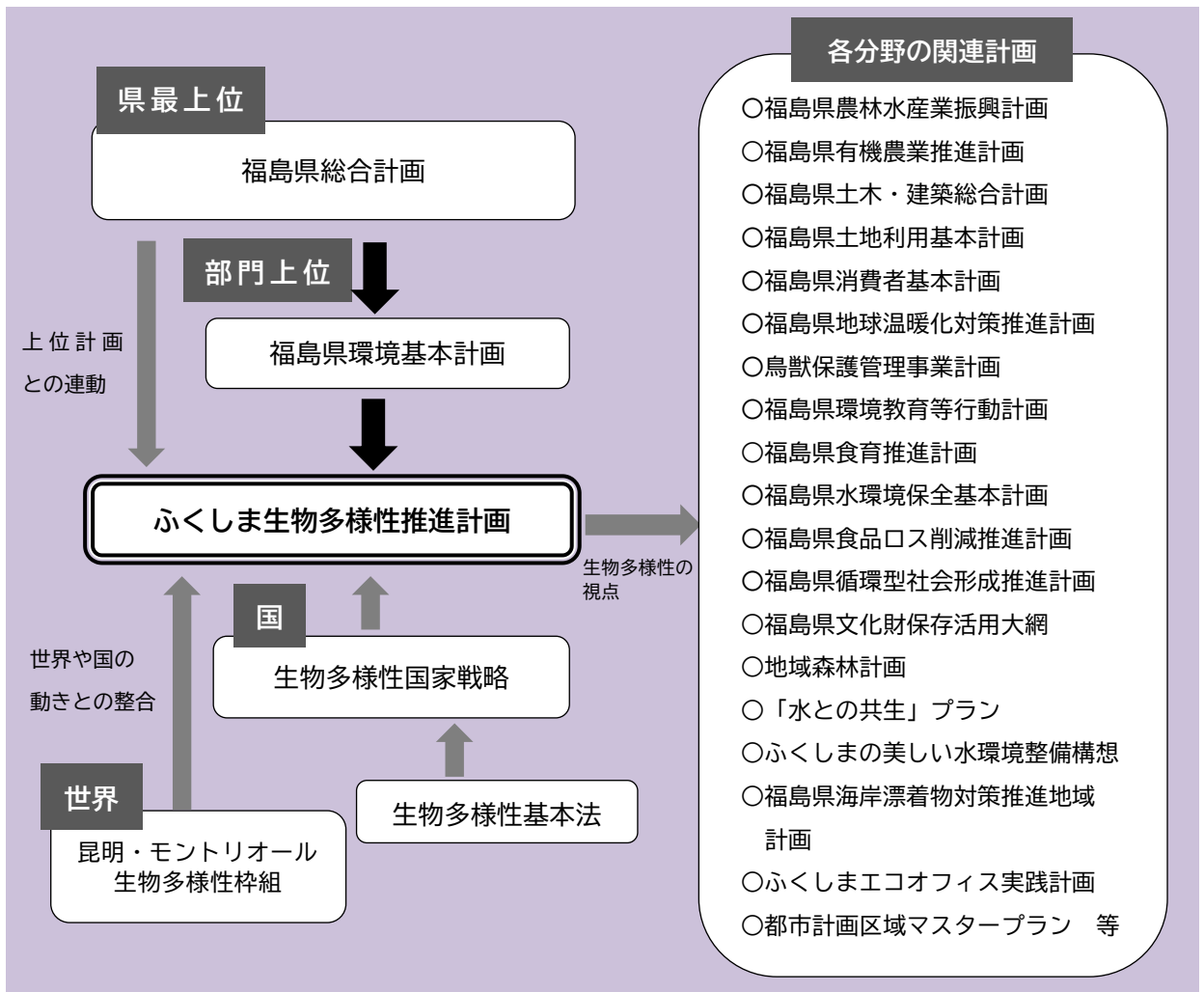
本計画は、生物多様性基本法第13条に基づく法定計画であり、県内における生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（地域戦略）として策定しました。本計画の策定に当たっては、県の行政運営の指針となる「福島県総合計画」及び環境行政の基本計画である「福島県環境基本計画」を踏まえるとともに、生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）における「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の内容や「生物多様性国家戦略」との整合を図りました。

また、生物多様性の保全と持続可能な利用は、経済・社会活動との関連が深いことから、農林水産分野や社会資本整備分野などの関連計画に生物多様性の考え方を波及させ関連施策を生物多様性の保全等に配慮したものとすることにより、経済・社会活動の転換を目指していきます。

5 保全への取組の点検と評価、計画の見直し

県における生物多様性の保全の取組状況とその効果については、毎年度実績を取りまとめ、外部有識者の意見を参考にしながら、県庁内の関係部局において、PDCAサイクル【(PLAN:推進計画の策定)→(DO:各取組みの実行)→(CHECK:毎年度の点検・評価)→(ACT:計画の見直し、新たな取組み)】による進行管理を行います。

本計画は、目標年度(令和12年度)において、それまでの点検結果や生物多様性を取り巻く情勢等をふまえ、次期計画を策定します。



ふくしま生物多様性推進計画と関連する計画等との体系

6 生物多様性豊かなふくしまの将来像

(1) 目指す社会【2050年目標】

生物多様性や生態系が私たちの暮らしを支えていることが認識され、県民一人ひとりの行動において、生物多様性と生態系に対する配慮が浸透している社会を目指します。

本計画が目指す生物多様性に関する福島県の将来の姿を、県民生活や生態系ごとにイメージを示します。

なお、これらのイメージを達成するため、行政・県民・事業者等が連携を図りながら、生物多様性の様々な課題解決に向けて取り組んでいます。

○ 2050年の各地域のイメージ（全体）



(2) 県民生活のイメージ

- 身近な自然や生きものに関心を持ったり、四季の移ろいの変化に気づく人が増えてきています。また、自然の中でのレクリエーションを楽しみ、生きものに触れたり、観察会や保全活動に参加する機会もあります。これらの体験を通して、子どもから大人まで、すべての世代の方が、命の大切さや生きものの生態について学び、県民一人ひとりの自然に対する気持ちが高まっています。
- 自然への関心が高まっていくことで、自然環境と生活のつながりを意識するようになります。身近な生きものいる田畑や川、海を想い、そこで生産、育まれた無農薬野菜や新鮮な魚介類が日々の食卓に並び、自然環境と食の安全について考えることが多くなっています。また、住宅や家具などを購入する際には、ふるさとの森と普段の生活の関わりに気づき、持続可能な林業で生産された木材を使った製品を選ぶ機会が増えています。
- 自然を活かしたレクリエーションの人気の高まり、余暇活動のために多くの人々が里地里山里海を訪れ、地域が活性化しています。
- 自然環境が持つ防災や気候変動緩和の働きにより、人々は安全で快適な生活ができています。
- 地域独自の自然を活かした伝統的な知識や工夫、慣行が尊重され、特徴ある地域文化が残されています。
- 県民に生物多様性への意識が浸透し、絶滅危惧種等の保全が積極的に行われています。
- 消費者は率先して、環境ラベル製品など生物多様性に配慮した商品を購入しています。
- 身近なところで省エネルギー機器、再生可能エネルギー設備、電動車、省エネルギー性能が非常に高い住宅（ZEH）などが導入されています。
- 原発事故による避難指示が順次解除され、社会活動を取り戻すための様々な環境回復に関する施策を実施し、自然との共生が回復しています。

(3) 生態系ごとのイメージ

① 森林

- ブナやモミなどの自然林は開発されずに、まとまって保全され、そこにはクマタカが舞う姿が見られ、樹洞を持つ巨木にはフクロウやムササビなどの生きものがすんでいます。また溪流にはバンダイハコネサンショウウオなどの水生生物がみられます。
- シカによる食害で危機的な状況であった植生が回復し、森林には様々な植物が復活し、健全な森林生態系が取り戻されています。
- 森林の持つ多面的機能の重要性が広く認識され、様々な人々が森林管理に関わっています。その一環として、多様な生きものの保全活動や自然災害に強い森林（もり）づくりが行われています。
- スギ、アカマツ、ヒノキなどの人工林は、適切な整備がなされ、県産材の活用が進んでいます。
- 里山の雑木林は、きのこ栽培のほだ木や薪ストーブの燃料などとして放射性物質の濃度を確認しながら有効利用が進んでいます。また、歩道などの整備により、自然観察や地域住民の憩いの場として利用されています。
- エコツーリズムや森林セラピー、バイオマス利用など、里地里山が有する自然資源が、住民や企業との協働により積極的に活用されています。
- オオハンゴンソウなどの外来種が防除され、貴重な在来生物が守られています。

② 農村

- 水田、畑、鎮守の森など、多様な生きものの生息・生育環境が農林業の営みとともに保全され、人間活動と地域の自然特性が調和した生態系が広がり、メダカやドジョウなどの水生生物などが身近にみられるようになっていきます。
- 有機農業などの「環境と共生する農業」が広がり、豊かな農業生産とともに、多様な生きものが育まれています。
- ため池が適切に管理され、ゲンゴロウなどの水生生物が生息・生育しています。
- カヤ屋根等の材料に利用される茅場や観光資源としてのひめさゆり群生地など人間活動により維持されてきた草地環境の、適切な維持管理がなされています。
- ニホンザル、イノシシ、クマなどの野生動物と、人との共生が進んでいます。
- アメリカザリガニやウシガエル、アライグマなどの外来種の防除活動が行われ、外来種を地域に定着させない対策が進められています。
- 豊かな自然が育んだ食文化や豊穰祈願祭などのお祭りが各地域で大切にされ、生きものやその恵みに対する感謝の気持ちも世代を超えて受け継がれています。

③ 都市地域

- 都市の形態や地域特性に応じた、環境負荷の少ない自然と共生した都市が増えています。
- 市街地の緑地や公園など、子どもたちにとって身近な生きものの生息・生育空間が保全・再生され、自然に親しむ場や機会が充実しています。
- 公園などの生物多様性の現況は、市民が主体となってモニタリングを行っています。
- 生物多様性の保全活動への参加や、自然環境への負荷の少ない商品を選ぶ人が増えるなど、環境に配慮した生活が浸透しています。また、都市地域の住民と里地里山地域の住民との連携・交流が盛んに行われています。

④ 沿岸域

- 残された砂浜、干潟、塩性湿地、海崖などが大切に保護され、開発工事で失われた砂浜や塩性湿地などの一部も再生し、渡り鳥を含む海岸の様々な生きものの生息・生育の場、水産資源の生産の場、自然とのふれあいの場などの多様な機能が発揮されています。
- 海岸防災林に海岸の生物が再び生息・生育するようになり、レクリエーション等の保健、休養の場として地元の人に利用されています。
- 防災緑地が自治体と地元の人々の協働で管理され、海岸の景観を形作るとともに、海岸環境に親しむ地域の憩いの場となっています。
- サキグロタマツメタなど外来性の貝類などの防除活動が行われ、本来の豊かな生物多様性が保全されています。

⑤ 河川・湖沼・湿原地域

- 多様な生物の生息・生育環境を有する河川は、自然の形態に沿った整備が進み、美しい水辺や豊かな自然環境と住民の生活が調和した風景が、各地域にみられます。
- 外来植物群落の除去等により、河川の自然河岸や河原、河畔林などが保全され、観光地、あるいは散歩やレクリエーション等の保健、休養の場として多くの人に利用されています。
- 遊水地が整備され、治水機能が向上するとともに、湿原生態系が復元され、オオヨシキリやカヤネズミのすみかとなっています。
- 河川と湖沼などの水域と陸域との間では、自然環境の連続性が確保され、また、良好な水質が維持されており、豊かな水域の生態系が保たれています。
- 湖沼では水質悪化が改善され、豊かな水草群落が回復し、多くの水鳥が飛来します。
- ブラックバスやブルーギル、チャンネルキャットフィッシュなどの外来魚の防除活動がなされ、イトヨやウグイ、アユなどの在来魚が守られています。サケやウナギ漁がおこなわれ、アユ釣りやヤマメ釣りなどをする釣り人で賑わっています。
- 尾瀬、駒止湿原など山地や高山の湿原が適切に保全され、観光客が湿原生の植物や景観を楽しんでいます。
- 里地・里山の湿地・湿原では、水源となる後背地を含め、人的影響による乾燥化等が抑止され、草刈りなどによる樹林化の防止や、オオハンゴンソウやキシヨウブなどの外来種の駆除がなされ、野生動植物の生息・生育環境としての生態系が確保されています。

7 各主体に期待される役割と県の役割

生物多様性の保全と持続可能な利用は、県民の暮らしと密接に関わっています。県だけでなく、市町村をはじめ、企業や民間団体、県民など、様々な主体が自主的かつ連携して取り組むことが大変重要です。

(1) 県

県は、この「ふくしま生物多様性推進計画」に基づき、ふくしまの特性に応じた生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組を総合的かつ計画的に推進します。

取組に当たっては、庁内各部局が国、市町村、NPOやNGO、事業者、大学などの研究機関と連携を図りながら、県内外の情勢変化に合わせ、県民の幅広い参加と協力のもとに進めていきます。さらには、放射性物質が野生動植物に与える影響を把握するため、「福島県環境創造センター」と連携して、長期的にモニタリングを行っていきます。

また、ふくしまの豊かな生物多様性を保全し、持続可能な利用を進めていくためには、その基礎として、県民の一人ひとりがその重要性を認識し、自ら行動していくことが必要になります。そのため、県民意識の醸成を進めることが重要なことから、次の世代を担う子どもたちに対する環境教育をはじめ、各小中学校、地域のNPO・NGOなどの民間団体、「福島県環境創造センター」（「野生生物共生センター」）等の関係機関がそれぞれの立場で、幅広い県民の方々を対象にした環境学習の場を、様々な機会を捉えて提供していきます。

(2) 市町村

市町村においては、自然環境の保全や各種団体に対する支援だけでなく、史跡名勝や天然記念物の保全活動など、独自の取組を進めてきました。今後も、県民に最も身近な自治体として、それぞれの地域内あるいは広域的に連携した地域内において、地域に密着した生物多様性保全活動に関わっていくことや、民間団体との連携や取組の支援などが期待されます。また、生物多様性の推進のための地域戦略の策定に努めていきます。

(3) 事業者

企業などの事業者においては、廃棄物の減量化や適正処理など、環境に負荷をかけない経済活動に取り組んできたところです。今後は、より多くの事業者が、環境省の「生物多様性民間参画ガイドライン」や日本経団連の「生物多様性宣言」に基づいて、生物多様性の保全に配慮した原材料の確保や商品の調達のほか、環境負荷低減のための木質バイオマスや溪流の水力など身近な資源・エネルギーの利用に努めるとともに、保有する敷地での豊かな生物多様性の保全活動が期待されます。また、里山における「企業の森林づくり」など、社会貢献活動も期待されます。

(4) 民間団体

NPO・NGOなどの民間団体においては、自然環境調査、外来種防除や地域住民を対象とした自然観察会など、保護活動や普及活動に取り組んできました。今後も、それぞれの地域に固有の動植物の保全活動の実践や、広く県民の参加を促進するためのプログラムの提案などが期待されます。また、それぞれが有する専門的な知識、経験を活かし、行政機関や教育機関などとの連携や、他の民間団体の取組を支援することも期待されます。

(5) 県民

生物多様性が、日々の暮らしと密接な関わりがあることを考えることから始めましょう。現在の便利な生活は生きていくために必要なことですが、ペットや園芸植物の遺棄による外来種の問題や、ゴミの投棄問題、過剰な開発行為による景観の損失や生きものの減少など、大切な福島県の自然環境は日々変化しています。私たち福島県の先人は、自然からの恵みを受けて、上手く利活用し福島の良さを今に残してくれました。それが、「会津」、「中通り」、「浜通り」の3つのエリアで震災後も受け継がれています。この大切な贈り物「福島県自然」を、レジャーや食生活のなかで利活用したり、関心を持って観察したり、教育のなかで学び合いながら、今を生きる私たちの手で、次の世代に伝えていきましょう。

8 本計画で新たに取り組むべき課題

(1) 生物多様性の保全・回復

COP15で採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の30by30目標の達成に向け、県内の自然公園等の区域見直しやOECDの取組推進を行う必要があります。

(2) 生物多様性の恵みの持続可能な利用を前提とした県民生活の向上

自然環境を社会・経済・暮らしの基盤として再認識し、そこから得られる恵みを維持し回復させる必要があります。特に本県は人口減少や気候変動に伴う社会課題が顕在化しており、人と自然の関係のあり方や自然の活用方法が問われています。このため、人と自然の適切な距離を確保しつつ、自然を持続可能に活用し、多様な社会課題の解決(NbS)を図ることが必要です。

(3) 生物多様性を支える仕組みづくりと多様な主体による保全活動の推進

自然は人類の共存・生活に不可欠な存在であり社会経済の基盤であるという価値観を社会に広く浸透させるとともに、行動を促す仕組みづくりを検討し、一人ひとりの具体的行動につなげていくことが必要です。



OECEMとは

～民間等の取組により保全されている区域～

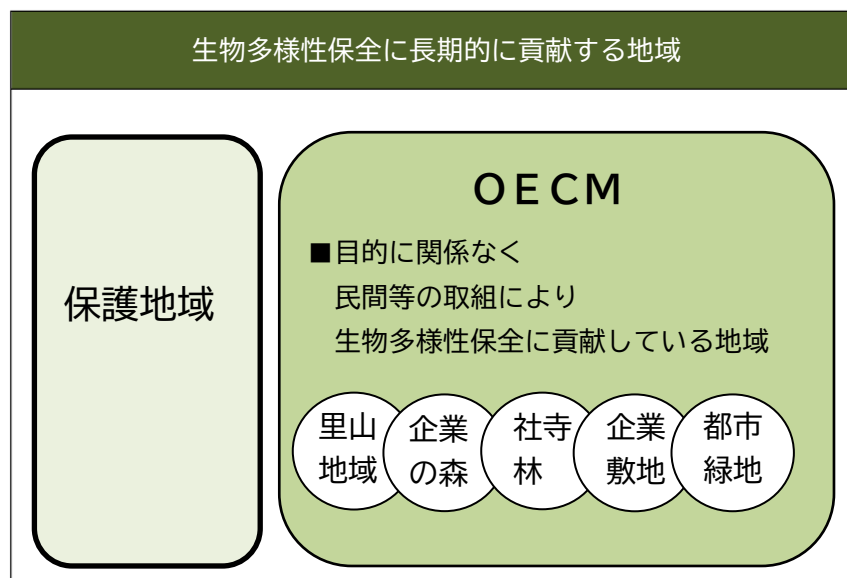
OECEM (Other Effective area-based Conservation Measures) とは、自然公園等の保護区以外に、目的に関係なく、民間等の取組により生物多様性保全に貢献している地域のことです。

OECEM の中には、生物多様性保全が主目的の地域（企業が保全活動を実施している森林やビオトープなど）、生物多様性保全が主目的ではないものの、その保全に大きく貢献している地域（里地里山や社寺林、都市公園など）があります。

昆明・モンリオール生物多様性枠組では、2030年までに陸域と海域の30%以上を保全・保護すること（30by30）が大きな目標の一つとして掲げられたことから、日本を含む世界各地で OECEM の役割への期待が高まっています。

また、日本では OECEM の取組を推進するため、民間等の取組によって生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト」という名称で認証する取組を進めています。

(イメージ)



※枠の大きさは割合を示さない